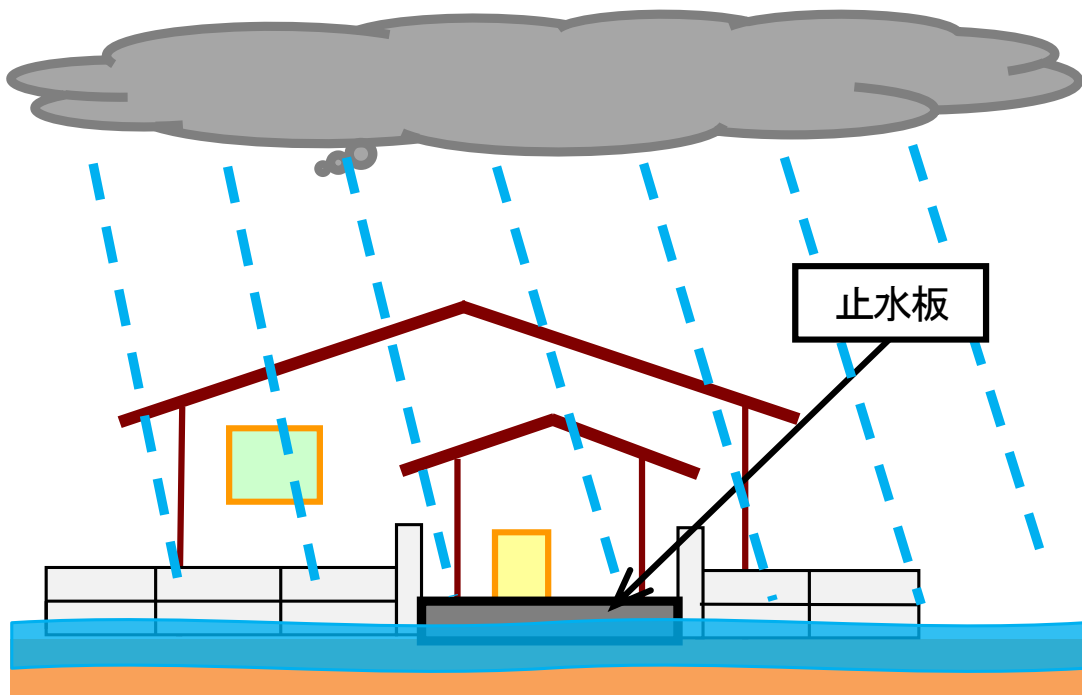


止水板等の設置費用を補助します

佐倉市では、市内で建物を所有又は使用している方が、建物への浸水被害を軽減するために止水板等を設置するとき、一定の基準を満たした場合にその設置費用の一部を補助しています。

止水板等とは

建物の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で、取外し又は移動が可能なもの
※補助金の交付対象となるのは、既製品のみです。



佐倉市止水板等設置等工事補助金制度について

補助金額：止水板等の設置及びその設置に要した費用の1/2
※千円未満は切り捨て
※限度額50万円

申請受付期間：補助を受ける年度の4月1日から2月末まで
※購入、設置の前に申請が必要です。
※予算が無くなって受付できない場合があります。